

尾張津島お月見灯路実行委員会照明器具貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張津島お月見灯路実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、所有保管している照明器具等の貸し出しについて関し、必要な事項を定める。

(貸し出し要件)

第2条 海部津島地区内（津島市、愛西市、あま市、弥富市、海部郡大治町・蟹江町・飛島村）への貸し出しについては、団体やグループが期間を定めて実施する次の各号に掲げる事業とする。

なお、海部津島地区外への貸し出しについては、実行委員会が必要と認めた場合は貸し出しすることができる。なおその場合は貸出し使用量などについては別表の①の通りとする。

- (1) 海部津島地区の観光振興に資する事業
- (2) 海部津島地区の地域振興に資する事業
- (3) その他実行委員会が必要と認める事業

2 第1項第1号及び第2号に該当する場合でも、次の各号の何れかに該当する場合は貸し出しを行わない。

- (1) 照明器具等の管理及び使用上不適当と認められる場合
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) その他実行委員会が不適当と認める場合

(貸し出しの内容)

第3条 貸し出しの内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貸し出し照明器具等
 - ア 竹製露地灯籠
 - イ ゆらぎLEDライト
 - ウ 照明器具台座
 - エ 連結プラグ付きケーブル
 - オ 防水プラグ付き延長コード

但し、無償区分の電材等（ウ・エ・オ）のみの貸し出しは原則行わない。

(2) 貸し出し期間

貸し出し期間は、原則として毎年1月15日から8月31日までの期間の20日以内とする。但し、実行委員会が必要と認めた場合は承諾した期間とする。貸し出し期間が20日を超える場合の貸し出し使用料については別表の②③の通りをする。

(3) 基本料

照明器具の貸し出し基数に基づき、基本料について以下の区分を設定する。

灯籠貸し出し基数	基本料 (税込)
50 基以内	15,000円
51 基～100 基まで	30,000円
101 基以上	55,000円

※1. 期間外ならびに20日を超過する貸し出しについては、上記基本料にそれぞれ5,000円を上乗せする。

※2. 灯籠の貸し出しについて、101基以上の貸し出しは、貸し出し数量及び期間を応相談とさせていただきます。

(4) 使用料

照明器具等の貸し出しは有償とし、主催者の行う事業の貸し出し期間に基づき、以下の区分を設定する。なお、照明器具等の搬入・搬出・設営に係る経費が貸し出しを受けようとする事業の主催者（以下「主催者」という。）の負担とする。

貸し出し物品	使用料 (税込)
① 竹製露地灯籠	7日以内 300円/基
	8日～14日以内 400円/基
	15日～20日以内 500円/基
② ゆらぎLEDライト	7日以内 100円/基
	8日～14日以内 200円/基
	15日～20日以内 300円/基
③ 台座 ④ 連結プラグ付きケーブル ⑤ 延長コード	貸し出し照明器具の基数に応じて、必要数量を無償で貸し出す。

(事前協議及び申請)

第4条 主催者は、事業開始日の3ヶ月前までに実行委員会に事前協議のうえ、対象事業実施開始日の2ヶ月前までに申請書（第1号様式）により申請するものとする。

但し、実行委員会が必要と認めた9月1日から1月14日に実施する対象事業については、事業開始の7ヶ月前までに実行委員会に事前協議のうえ、対象事業実施開始日の6ヶ月前までに申請書（第1号様式）により申請するものとする。

(承認)

第5条 実行委員会は、申請内容を審査のうえ、貸し出しをすることが適当と認められた時は、貸し出し承認書（第2号様式）を主催者に交付する。

(貸し出し)

第6条 照明器具等の貸し出し及び第8条に規定する返納は実行委員会が指定する日時、場所において行う。

2 主催者は照明器具等の貸し出しを受けたときは、借用書(第3号様式)を実行委員会に提出しなければならない。

(主催者の義務)

第7条 主催者は、貸し出しを受けた照明器具等の取扱いに当っては、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、承認された事業以外に使用してはならない。

2 主催者は貸し出しを受けた照明器具等の設置に当っては、事前点検を十分に行い、歩行者の安全に万全を期すとともに、照明器具等の使用に当って生じた事故等の一切の責任を負う。

3 貸し出しを受けた照明器具等が紛失・破損した場合には、紛失・破損報告書(第4号様式)によりすみやかに実行委員会へ報告し、その指示に従うものとする。なお、紛失・破損の経過及び原因等の内容により、修理及び弁償に要する費用を請求する場合や、次回以降の貸し出しを禁止する場合がある。その場合の修理及び弁償に要する費用は別表④の通りとする。

(返納及び実績報告)

第8条 主催者は、当該事業完了後、1週間以内の実績報告書(第5号様式)添えて照明器具等を貸し出しを受けたときの状態に戻して返納しなければならない。

(使用料の納入)

第9条 主催者は、返納及び実績報告書提出後、実行委員会の請求に基づき、指定する銀行口座に使用料を納入しなければならない。なお、第7条第3項に定める紛失・破損した照明器具等の修理に要する費用についても同様とする。

附則

この要綱は、2019年1月1日から実施する。

<別表>

① 海部津島地区外への貸し出し使用料について

貸し出し物品	使用料 (税込)
1) 竹製露地灯籠	7日以内 500円/基
	8日～14日以内 600円/基
	15日～20日以内 700円/基
2) ゆらぎLEDライト	7日以内 300円/基
	8日～14日以内 400円/基
	15日～20日以内 500円/基
3) 台座 4) 連結プラグ付きケーブル 5) 延長コード	貸し出し照明器具の基数に応じて、 必要数量を無償で貸し出す。

② 海部津島地区内で貸し出し期間が20日を超過する場合の貸し出し使用料について

貸し出し物品	使用料 (税込)
1) 竹製露地灯籠	600円/基
2) ゆらぎLEDライト	400円/基

③ 海部津島地区外で貸し出し期間が20日を超過する場合の貸し出し使用料について

貸し出し物品	使用料 (税込)
1) 竹製露地灯籠	800円/基
2) ゆらぎLEDライト	600円/基

④ 照明器具等の修理及び弁償に要する費用 (請求する破損良)

貸し出し物品	請求する破損料 (税別)
1) 竹製露地灯籠 (がわ)	10,000円
2) 竹製露地灯籠 (基盤)	8,000円

※電源ケーブル等灯籠以外の照明器具 (関連) については、破損の状況等を鑑み実損部分の修理経費を請求する。また修理の際に要する修理業者への配送料は別途請求する。